

「産廃処理業者情報公表制度」・違反行為への対応等

産廃処理業者情報公表制度

1 制度概要

市内の中間処理業者から、事業内容に加え、適正処理の確保、環境負荷の低減及び地域社会への貢献に関する取組の状況などを記載した報告書の提出を受け、市がこれを市ホームページに掲載し、公表する制度（平成 24 年度～）

2 報告書提出事業者数（平成 26 年 10 月末現在）

【平成 24 年度】 6 社（市内中間処理業者数 51 社）

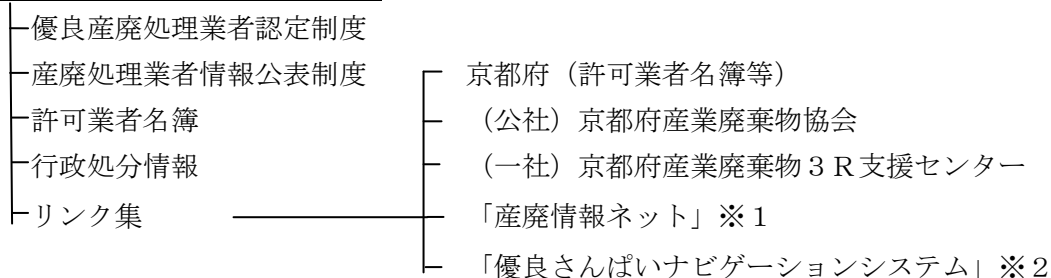
【平成 25 年度】 7 社（ ” 52 社）

【平成 26 年度】 7 社（ ” 52 社）

（参考）法による優良認定を受けた中間処理業者数
⑳ 2 社 ㉑ 2 社 ㉒ 6 社 ㉓ 8 社

3 市HPにおける処理業者情報（参考）

産業廃棄物処理業者・施設情報



※1 （公財）産業廃棄物処理事業振興財団が管理する処理業者情報の閲覧・検索サイト
 ※2 優良認定業者の情報を効果的に発信することを目的に環境省が作成した情報サイト（業務の実施状況や処理技術等を比較検討するなどの検索機能を有する。）

違反行為への対応等

1 違反事例

別紙 1 のとおり ※ 実質は元請責任・排出事業者責任の問題
(会議当日配付予定)

2 適正処理徹底の周知

- (1) 本市周知文
別紙 2 のとおり
- (2) 周知依頼先
京都府建設産業団体連合会（各構成団体）、京都商工会議所（建設産業部会）など
- (3) 警視庁から環境省を通じて情報提供があった事例
別紙 3 のとおり